



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

安倍靖国参拝違憲訴訟 東京訴訟

第1回口頭弁論決定！

9月22日(月)午後2時～

東京地方裁判所(地下鉄霞ヶ関駅)103号法廷 *終了後報告集会(予定)

傍聴参加希望の方は、傍聴抽選が1時30分頃に行われると思いますので、それに合わせておこしください。従来の靖国関連訴訟では、神社本庁関係者による組織的な傍聴動員が行われています。

訴訟支援のためにも、積極的な傍聴参加を呼びかけます。

安倍晋三首相が昨年12月に靖国神社を参拝したことで精神的苦痛を受けたとして、原告273人が2014年4月21日、安倍首相・国・靖国神社を相手に、原告1人当たり1万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こしました。

靖国神社への安倍首相の参拝の違憲性、受け入れる靖国神社の違憲性を訴え、審査を求めています。同時に安倍首相には内閣総理大臣として、違憲である靖国神社の参拝を差し止め、靖国神社にはその参拝を受け入れてはならないとの訴えも起こしています。

●安倍参拝は集団的自衛権の行使に向けての精神的基盤形成の戦争準備行為

(以下、訴状・第13「請求原因の背景事実」より抜粋；下線事務局)

「日本を戦争のできる体制の国家に変えようとしている被告安倍は、憲法改正手続を経ることなく憲法違反の見解・政策の宣明・実行によって、現行憲法の恒久平和主義をなし崩しにしていこうとしている。

今回の安倍内閣総理大臣の参拝は、国のために死ぬことが名誉なことであるとして死の意味付けを被告安倍の宗教行為を通じて国民に示すことにより、靖国の思想を国民に浸透させ、戦争へ向かうときの精神的基盤とし、集団的自衛権の行使容認・武器輸出禁止原則の廃止・改憲による立憲主義の否定などの現政権の諸政策と連動した、戦争準備行為とみなさざるを得ず、集団的自衛権の行使に向けて戦争体制を支える精神的基盤を形成していくことを企図したものであると見られる。被告安倍による靖国神社公式参拝は、戦争ができる体制に国のかたちを変えようとする憲法

破壊の動きと密接に関連し一体をなすものであり、かつ政教分離原則に反する憲法違反行為と言わざるを得ない。」

●本件訴訟の結果は

日本の今後の方向性を大きく左右する。

(以下、訴状・第13「請求原因の背景事実」より抜粋；下線事務局)

「上記のとおり、現在の日本の憲法状況は、極めて重大な局面にある。被告安倍は、憲法尊重擁護義務を遵守する意思をもたず、立憲主義を否定する意思を明確にしている。…(中略)…

本件訴訟の結果は、日本の今後の方向性を大きく左右する。被告安倍のもくろむ『美しい国』とは、日本を戦争のできる国にするため軍事面での体制強化を図るとともに、人の死の意味付けという極めて宗教的な問題について、国が靖国神社という特定の宗教のもつ信念を国によって立つ基盤としてこれを国民に称揚し、物心両面において日本を戦争のできる国につくりかえていこうとするものであり、被告安倍の本件靖国神社参拝行為は、憲法第9条違反の具体的な戦争準備の施策とあいまって現行憲法の基本理念を根底から覆そうとするものであって、憲法第20条の定める政教分離原則に明白に違反する。被告安倍の靖国神社参拝は、そのような状況の中で行われた極めて反憲法的な行為であり、これを放置することは憲法の趣旨に反し、このような憲法破壊を防止することは急務である。

本件訴訟において裁判所が憲法の番人として請求の趣旨のとおり判決されるよう切に求める。」

まだまだ原告募集中!

法廷で安倍晋三にパンチをくらわしたい

私たちはともすれば、社会のあり方を決める政治の中心からとても遠い存在にあると思ってしまう。でも、それは真実でも正しいことでもないと思っている。政治の中心にいない人たちが社会のあり方に関与できずに民主主義もないもんだ、と思うのだ。実際、私たちにも権力者たちの間違いを指摘し、是正させることができる。結果がどうなるかはさておき、主権者としてそれをやることの権利はあり、とりあえず制度としても保障されている。この安倍靖国参拝違憲訴訟もその一つだ。

少なくともこの違憲訴訟において、安倍首相靖国参拝の問題を公的にあげつらねることができる。判決によっては昨年 of 首相参拝と今後の参拝について、政教分離原則違反だけでなく、過去の植民地支配と侵略戦争を賛美・顕彰する靖国への公的参拝が、国内外の人々の平和的生存権を脅かすということを認めさせ、差し止めることもできる。権力者の横暴を許さないという意思表示に加え、わずかでも実効性をもつ行動なのだ。

そう思って私はこの訴訟の原告になることを決め、同時に多くの人たちに呼びかけたいと思った。4月21日に第一次提訴を行い、訴訟団はすでに第二次提訴に向けて動き出している。そのための二次原告募集も始まっている。一次提訴時現在で、原告273名。さらに原告が増



え、大きなうねりをつくり出せるような訴訟団となることを願う。

たとえば、憲法20条（政教分離）違反を訴えたい。過去の植民地主義・侵略戦争とそのための死者を礼賛・顕彰する靖国神社の思想は、現在・未来の戦争をも肯定するので反対。そのような靖国神社への公人の参拝は許されない。戦争による死者を再度戦争のために利用する施設そのものに反対。靖国と靖国参拝反対の立場はさまざまだろう。この訴訟はそのどの立場からも原告になれる。

第一回口頭弁論の日時も決まった。この安倍政権の不穏な動きをストップさせたい原告団にぜひ合流してください。原告になるのは難しいことではなく、むしろ期待ふくらむ行動であることを伝えたい。

(S・D)

【夏季カンパのお願い】

4月21日靖国神社春季例大祭の初日を期して、私たち「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京」は東京地裁に提訴いたしました。

すでに皆様のお手元に訴状などが届いていることと存じますが、事務局としては、今後とも適時、ニュースの発行などを行い原告・支援者の方々とのコミュニケーションを大切にしていきたいと考えております。

今回の訴訟の弁護団として、訴状にも記載されていますが、13名の方々が名乗り出てくださいました。

すでに弁護団として、訴状の作成などのためにご尽力いただいておりますし、数十回に及ぶ弁護団会議を行ってくださっています。事務局としても、これらの労に対して、些少でもお礼を差し上げたいと考えています。

是非、同封郵便振替用紙にて、〈夏季カンパ〉をお寄せ頂きますよう、お願いいたします。

.....

***第1次提訴を4月21日にしました。4月1日より第2次原告募集をしています。第2次提訴は10月17日(金)です。(応募締め切り:2014年9月30日(火))**

《応募するには》

①ホームページに「原告案内・委任状」があります。ダウンロードし、委任状に必要事項を記載・捺印の上、事務局に送付ください(別途、訴訟費用3000円を振込み)

②事務局に「原告案内・委任状」をご請求ください。入手後、委任状に必要事項を記載・捺印の上、事務局に送付ください。(別途、訴訟費用3000円を振込み)